責任制限手続開始

平成２５年（船）第１号

東京都港区虎ノ門２丁目１番１号
申立人　株式会社商船三井
１　責任制限手続開始決定の年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　責任制限手続開始決定の主文　別紙１記載の船舶に係る別紙２記載の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
３　供託委託契約に係る一定の金銭の総額
40億9744万4566円
４　管理人　東京都中央区八重洲２丁目８番７号　福岡ビル９階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　佐長　　功
５　申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係　別紙３記載のとおり
６　制限債権の届出期間　平成25年11月15日まで
７　制限債権の調査期日　平成26年１月14日午後２時
８　申立人又は受益債務者に対する制限債権を有する者は、その債権を上記６の届出期間内に届け出なければならない。
別紙１
船舶の表示
船舶の名称　エムオーエル・コンフォート（ＭＯＬ　ＣＯＭＦＯＲＴ）
船舶の種類　コンテナ船
船質　鋼
船籍港　バハマ国ナッソー（Ｎａｓｓａｕ）
総トン数　８万6692トン
機関の種類　ディーゼルエンジン
推進器の種類及び数　プロペラ１基
建造年　平成20年（2008年）
アイエムオー（ＩＭＯ）番号　9358761
所有者　パナマ共和国法人ウラル・コンテナ・キャリアーズ・エス・エイ（Ｕｒａｌ　Ｃｏｎｔａｉｎｅｒ　Ｃａｒｒｉｅｒｓ　Ｓ．Ａ．）
別紙２
事故の表示
１　発生日時
平成25年６月17日正午頃（日本時間）
２　発生場所
インド洋　北緯12度30分東経60度付近
３　事故の態様　コンテナ船エムオーエル・コンフォート（以下「本船」という。）は、コンテナ4382本（7041ＴＥＵ）を積載してシンガポールからサウジアラビア・ジェッダに向け荒天（風力９、波高約６メートル）のインド洋を航行中、北緯12度30分東経60度付近にて、本船船体中央部に亀裂が生じ、ホールド内への浸水により自力航行不能に陥り、その後船体中央部で２つの部分（船首部及び船尾部）に破断した。
４　事故後の状況　本件事故後の２つに分かれた船体のうち、船尾部は、本件事故後数日はコンテナ約1700本を積載したまま漂流していたが、平成25年６月27日16時48分頃（日本時間）、北緯14度26分東経66度26分付近の公海（水深約4000メートル）で、積載コンテナとともに沈没した。船首部は、コンテナを積載した状態で、救助に向かった曳船によって、避難港へ向け曳航されていたが、平成25年７月６日午前９時半頃（日本時間）から火災が発生し、平成25年７月11日午前４時頃（日本時間）、北緯19度56分東経65度25分付近の公海（水深約3000メートル）に沈没した。
別紙３
申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係
１　申立人　株式会社商船三井
定期傭船者
２　知れている受益債務者
⑴　エーピーエル・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド（ＡＰＬ　Ｃｏ．Ｐｔｅ　Ｌｔｄ．）
スロット傭船者（Ｓｌｏｔ　Ｃｈａｒｔｅｒｅｒ）
⑵　ハパック・ロイド・アクツィエンゲゼルシャフト（Ｈａｐａｇ―Ｌｌｏｙｄ　Ａｋｔｉｅｎｇｅｓｅｌｌｓｃｈａｆｔ）
スロット傭船者（Ｓｌｏｔ　Ｃｈａｒｔｅｒｅｒ）
⑶　現代商船株式会社（Ｈｙｕｎｄａｉ　Ｍｅｒｃｈａｎｔ　Ｍａｒｉｎｅ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．）
スロット傭船者（Ｓｌｏｔ　Ｃｈａｒｔｅｒｅｒ）
⑷　日本郵船株式会社
スロット傭船者（Ｓｌｏｔ　Ｃｈａｒｔｅｒｅｒ）
⑸　オリエント・オーバーシーズ・コンテナ・ライン・リミテッド（Ｏｒｉｅｎｔ　Ｏｖｅｒｓｅａｓ　Ｃｏｎｔａｉｎｅｒ　Ｌｉｎｅ　Ｌｉｍｉｔｅｄ）
スロット傭船者（Ｓｌｏｔ　Ｃｈａｒｔｅｒｅｒ）
⑹　ウラル・コンテナ・キャリアーズ・エス・エイ（Ｕｒａｌ　Ｃｏｎｔａｉｎｅｒ　Ｃａｒｒｉｅｒｓ　Ｓ．Ａ．）
所有者
⑺　エムオーエル・シップ・マネージメント（シンガポール）・ピーティーイー・リミテッド（ＭＯＬ　Ｓｈｉｐ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ（Ｓｉｎｇａｐｏｒｅ）Ｐｔｅ．Ｌｔｄ．）
管理人
⑻　エムオーエル・ライナー・リミテッド（ＭＯＬ　ＬＩＮＥＲ　ＬＩＭＩＴＥＤ）
運航者
⑼　クリベツ・ウラジミール（ＫＲＩＶＥＴＳ　ＶＬＡＤＩＭＩＲ）
船長

以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第２号

富山市五福4548番地
再生債務者　株式会社金谷工務店
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　富山市千石町２丁目９番７号　今村法律事務所　弁護士　今村　　元
平成25年７月12日　　富山地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号

三重県津市安濃町安濃2075番地１
再生債務者　株式会社みえエコくるセンター
１　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年８月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年９月11日から平成25年９月25日まで

津地方裁判所

平成２５年（再）第７号

大阪府池田市上池田１丁目８番16号
再生債務者　株式会社ウエストワンズ
１　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年10月25日から平成25年11月８日まで

大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２号

福島県郡山市富田町字町西44番地の８
再生債務者　株式会社スタンドサービス
１　決議に付する計画案　平成25年５月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年８月30日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年８月23日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年８月23日
平成25年７月16日　福島地方裁判所郡山支部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号

岐阜市芥見３丁目283番地
再生債務者　株式会社ダンジャルダン
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年７月16日　　岐阜地方裁判所民事部

平成２５年（再）第１号

沖縄県中頭郡読谷村字儀間310―１、商業登記簿上の本店所在地沖縄県中頭郡読谷村字高志保1040番地
再生債務者　株式会社沖縄うみの園
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年７月11日

那覇地方裁判所民事第３部